

令和 8 年 4 月

和泉市立学校 新 1 年生・転入生
保護者の皆さまへ

和泉市教育委員会
教育長 大槻 亮志

学習用パソコン端末を活用した家庭学習のための通信環境整備のお願い
及びモバイルルーターの貸し出しについて

平素は、本市の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
標記の件につきまして、令和 3 年度より各学校にて 1 人 1 台学習者用端末の本格的な運用が始まっており、令和 7 年度に端末を更新いたしました。和泉市では、1 人 1 台学習者用端末を家庭学習でも活用できるよう、家庭と学校をオンラインで結び、課題のやり取り等を行うなど、家庭への持ち帰り等も随時実施しています。

1 人 1 台学習者用端末を活用して、家庭においてインターネットで調べ学習を行ったり、オンラインでの授業や課題のやり取りをするためには、各ご家庭に W i - F i (無線通信) 環境を整備していただく必要があります。

保護者の皆さまにおかれましては、教育の I C T 化に対応した家庭学習が可能となるよう、下記を参考に家庭の W i - F i 環境整備をすすめていただくようお願いいたします。

なお、モバイルルーターにより家庭の W i - F i 環境整備をお考えのご家庭で、市で用意したモバイルルーターの貸与を希望する場合は、本体のみ無償で貸し出し(通信料等は保護者負担)を行います。ご希望の保護者は、申請書を学校へ提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 家庭学習に必要な通信量の目安

①通常の家庭学習 … 月 3GB (ギガバイト) 程度

[想定する状況]宿題をデータ送信する。インターネットで 1 日 30 分から 1 時間程度の調べ学習を行う。(動画は見ない)

②臨時休校時に授業動画やオンライン授業を受ける場合

… 月 20GB (ギガバイト) 程度

[想定する状況] 平日の毎日、午前午後各2時間程度の授業動画やオンライン授業を受けたり、課題のデータ送信等を行う。

2. 家庭でのWi-Fi環境整備方法

- ① 自宅のパソコンでインターネットを利用している場合
リースや購入により無線アクセスポイント（Wi-Fiルーター）を用意し、モデムに接続する。（通信量の制限なし）



- ② スマートフォンのみでインターネットを利用している場合
スマートフォンのテザリング機能を利用し、インターネットにつなげる。（携帯通信事業者への事前申込みや契約により通信量の制限等を考慮する必要あり）



- ③ モバイルWi-Fiルーターを用意する場合
リースや購入によりモバイルWi-Fiルーターを用意し、通信事業者と通信契約をする。（ルーター本体と通信契約がセットの場合）



※ルーター本体のみの貸与を希望する場合は、3.へ

※現在の家庭通信環境の状況により、最適な整備方法が異なりますので、詳しくは、契約している通信事業者などにご相談ください。

3. モバイルWi-Fiルーター（機器のみ）の無償貸与 （通信費用等は、保護者負担となります。）



① 申請者

和泉市立学校に在籍している児童生徒の保護者で、児童生徒の家庭学習を目的として家庭の通信環境整備を行うために、モバイルWi-Fiルーターの貸与を受けたい方

② 貸与期間

中学校または義務教育学校を卒業するまで（ただし、転校や進学により和泉市立学校に在籍しなくなる場合は、速やかに返却する）

③ 申請手続き

貸与を希望する場合、別紙「家庭学習のためのモバイルルーター貸与申請書」を学校を通じ、提出する。（申請書は学校にあります）

提出先：和泉市教育委員会 学校教育室 または、学校

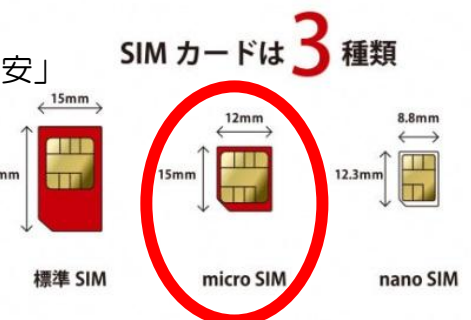
④貸与の決定・機器の貸与

申請者に対し、「モバイルルーター貸与許可書」を交付します。
決定を受けた保護者は、学校を通じ、機器を受け取ってください。

⑤通信契約

機器の貸与を受けた保護者は、任意の通信事業者でデータ通信の通信契約を行い、SIMカードを貸与したモバイルルーターにセットしてください。（貸与するモバイルルーターは、どの通信事業者のSIMにも対応し、規格はマイクロSIMです。）

契約内容は、「1. 家庭学習に必要な通信量の目安」を参考に、通信事業者や大手家電量販店等でご相談ください。（急な臨時休校になる場合に備え、通信量の変更が容易な契約が望ましい。）



⑥費用

通信契約及び通信にかかる費用は契約者（保護者）の負担となります。

故意または重大な過失により、貸与した機器（付属品を含む）が壊れたり、失くしたりしたときは、その補填に要する費用を申請者（保護者）で負担いただきます。

4. 家庭でのWi-Fi環境整備が難しい場合

①データでの課題提出やオンライン等での授業を行う場合、Wi-Fi環境がない家庭の児童生徒については、別の提出方法や学校に登校するなどの方法で対応しています。

②各通信事業者から比較的安価な通信契約プランも出ていますので、家庭学習のためのご家庭の通信環境整備をご検討いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

和泉市教育委員会事務局 学校教育室
和泉市府中町 2-7-5（和泉市役所内）
電話 0725-99-8165